

5 同和問題（部落差別）

(1) 現状と課題

1) 国の動向

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、重大な人権問題です。

1965年（昭和40年）に出された国の同和対策審議会の答申では、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と位置づけ、「同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として実施されなければならない。」としています。

この答申を踏まえ、同和対策の早期解決に向けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後も2度にわたって施行されてきた立法措置や法改正により、33年間、生活環境の改善や啓発活動等の諸施策が国・県・関係市町村が一体となって実施されてきました。

この取り組みにより生活環境の改善や公共施設の整備など物的な基盤整備は急速に進展し、実態的な差別解消に向けた取り組みとして、大きな成果をあげることができました。

1996年（平成8年）に出された国の地域改善対策協議会の意見具申では、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」とされ、国は2002年（平成14年）3月に、同和対策事業を特別対策として位置づけていた法律が失効した後も、人権啓発活動年間強調事項の一つとして、同和問題に引き続き取り組んできました。

そして、2016年（平成28年）には、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

2) 県の取り組み

県においては、同和対策審議会答申を指針として、1962年（昭和37年）に設置した岐阜県地方改善促進審議会等の意見を受け、総合的に同和対策を推進してきました。

特に、1969年（昭和44年）の審議会答申を受け、翌年に「岐阜県同和対策事業長期基本計画」を策定してからは、より積極的な同和問題解決のための取り組みを進めてきました。その結果、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善はほぼ終了しました。

2002年（平成14年）3月に、同和対策事業を特別対策として位置づけていた法律が失効しました。

その前年12月に岐阜県地方改善促進審議会から、「岐阜県における今後の

同和行政のあり方について」の答申がなされ、「施策の策定にあたっては、同和問題の解決に真に資するものであるかどうかを基準にして、残された課題を解決していく」ことや、「同和問題を人権教育・啓発の一環として位置づける」ことなどが提言され、この答申に沿った取り組みを積極的に進めてきました。

こうした取り組みの成果から、県内では近年問題事例の報告や相談は減りつつあります。しかしながら、「人権に関する県民意識調査」の結果に見られるように、結婚における偏見・差別など、心理的な差別が依然として残っているのが現状です。

また、近年は、匿名性を悪用したインターネットなどによる差別助長的な情報の書き込み・流布や、企業における不適正な採用選考、個人情報の不正取得といった問題も起きています。

こうしたことから、新しく制定された法律の基本理念を踏まえ、引き続き、この答申に沿い、生活環境の改善等のための一般施策の活用による取り組みを進めるとともに、県民一人ひとりが同和問題に対して正しい理解と認識を深め、同和問題解決への主体的な取り組みを促進することが必要です。

(2) 施策の方向

1) 教育・啓発の推進

同和問題を人権教育・人権啓発の一環と捉え、人権問題が「人間の問題」として、県民一人ひとりの心に「響き合い、重なり合う」ような人権教育・人権啓発を推進します。

同和問題に対する正しい理解と認識が、県民の心に十分に行き届くよう、県民に寄り添い、わかりやすい言葉で語りかける研修会や講演会の開催、各種広報などを通して教育・啓発に取り組みます。

学校では、県内幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校、高等学校、特別支援学校が取り組む「ひびきあい活動^{*}」などを通して行動力の育成を一層充実することで、人権問題に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高めます。

また、教職員の人権尊重の理念についての認識が十分に深まるよう、具体的な事例を通じた研修の実施や、指導資料の作成に努めます。

2) えせ同和行為^{*}の根絶

同和問題を口実に、高額な図書購入や公共事業に介入するなど不当な要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるだけでなく、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっています。県内でも、発生件数は減少傾向にあるものの、2014年（平成26年）と2017年（平成29年）に発生事例が報告されています。

えせ同和行為について、情報の提供や相談体制の強化により、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、被害を未然に防ぐよう関係機関等との連携に努めます。

3) 隣保館※活動等の促進

県では、隣保館のある地域とその周辺地域において、隣保館とともに啓発活動や相談活動、教養文化、交流活動を通して、地域住民の社会的、経済的、文化的向上と人権問題の解決に向け、取り組んできました。

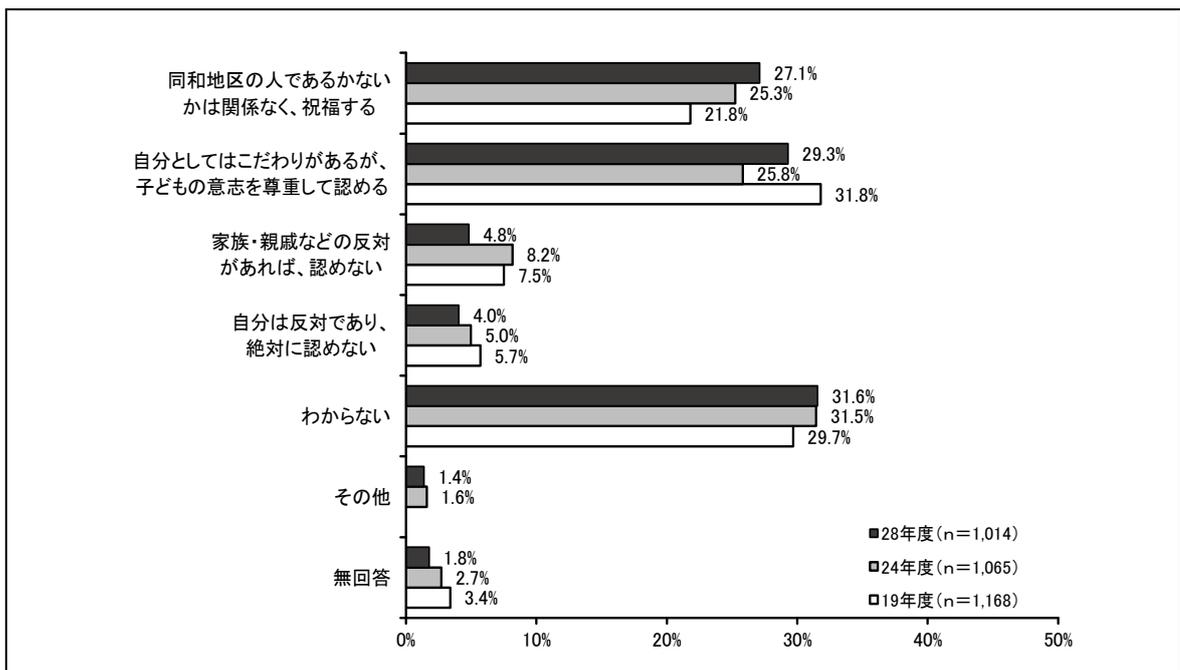
今後も、隣保館が地域における福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして、地域の人たちが交流を深められる事業の実施など、多様な機能が発揮できるよう支援をします。

4) 公正な採用選考について

企業における人材の採用選考にあたっては、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採用・不採用を決める公正な採用選考システムの確立が望まれます。

県では、企業における人事担当者等を対象に研修会などを開催し、差別や偏見のない公正な採用や選考、人事管理などについて啓発を推進します。

- 自分の子どもが同和地区出身の人と結婚すると知ったときの対応
 Q あなたのお子さんが（いらっしゃらない場合は、いると仮定してお考えください）、同和地区出身の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。
 あなたの気持ちにいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 同和問題についての考え

Q 同和問題について、あなたはどう考えますか。
あなたの考え方にいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。

